

令和3年度予算 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途

令和元年10月1日から消費税率が5%から10%（軽減税率8%）に引き上げられたことに伴い、地方消費税率も消費税の1%分から2.2%分（軽減税率時1.76%）に引き上げられました。この地方消費税の増収分（社会保障財源化分）は、すべて社会保障施策（社会保障4経費…年金、医療、介護、子育て）に充てられることとされています。

令和3年度当初予算への社会保障財源化分の充当状況は次のとおりです。

■歳入 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 103,564 千円

■歳出 （単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳			
		特定財源	一般財源	うち社会保障財源化分の地方消費税交付金	
社会福祉	子ども福祉医療費給付事業 406	42,074	4,506	37,568	14,935
	障がい者福祉医療費給付事業 407	26,014	11,765	14,249	5,665
社会保険	国民健康保険事業（繰出金） 409	41,720	29,050	12,670	5,037
	介護保険事業（繰出金） 447	140,542	0	140,542	55,873
子育て支援	子育て支援センター運営事業 515	7,694	2,332	5,362	2,132
	小学校給食運営事業 1353	27,329	0	27,329	10,865
	中学校給食運営事業 1403	22,782	0	22,782	9,057
合計		308,155	47,653	260,502	103,564